CR-1コーティング 保証約款

・保証対象

車両と所有者の情報を基に作成された施工証明書に記載された内容と同一の車両また は物品(施工証明書と名義が同一であること)でありコーティング施工時に装着され ていたパーツに限る。

・保証期間

保証書記載の施工日から5年間(施工証明書が発行されていない場合は保証対象外) (※初期施工不良に関しては引き渡しから2週間以内)

・保証内容

CR-1コーティング施工部の塗装や光沢に著しい劣化が見られた場合において、株式会社 山城(以下「当社」という)の基準でコーティングに起因する不具合と認められた際は、保証書の示す期間と条件に従ってこれを原則該当車両及び物品の施工を行った店舗でのみ無償で再施工を行う。

当社の基準ではない要因に起因する不良や異常に対して保証は致しかねます。

※保証期間とコーティング持続期間は異なります

下記項目については保証対象外とさせていただきます。

- (1)経年や使用によって生じる現象
- ①使用による損耗又は経年変化による現象。(外装部品・樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然退色や劣化等)
- ②施工に起因しない機能性の低下や異音等それらに付随する不具合。(音、振動、オイルのにじみ、操作フィーリング等)
- (2)外的要因に起因する現象
- ①雨染み、煤煙、降灰、樹液、花粉、酸性雨、薬品、鳥糞、塩害、飛石、虫の死骸、ペットの糞尿、ピッチタール、などの外的要因が見られる場合。(錆び、腐食、パネルの傷つき等)
- (3)正しい使用・管理等がなされていない事に起因する現象
- ①当社が推奨していない強力な酸性やアルカリ性、その他薬剤等を使用した車両メンテナンスや洗車等をした 事によって発生した不具合。
- ②コンパウンドなどの研磨剤を含んだ製品を使用した適切ではない方法でのメンテナンスや洗車作業時等に適していない硬い布地を使用した事に起因する不具合。
- ③通常の注意で発見、処置出来たにも関わらず、放置した事により拡大した不具合。
- ④コーティング施工面に傷や汚れ、白濁が発生しやすい状態を作り出してしまった事により発生した不具合。
- ⑤一般的な取り扱い方法と異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用に起因する不具合。
- ⑥施工後、他のボディコーティングを施工された場合。
- ⑦施工後、板金塗装をされた場合。
- ⑧被保証者の故意、又は重過失による場合。
- (4)上記に該当しないその他の事由
- ① 日本国外への持ち出し、もしくは、日本国外での使用により生じた不具合。
- ② 発生の時期を問わず保証期間の満了後に報告された修正の請求。
- ③ 新車や新品相当であっても工場で製造時に既に発生していた商品状態に起因する現象や不具合また経年後にコーティングに起因しない塗装面や外装面その他の車両トラブル。
- ④地震、台風、水害、雷雨、降雪または積雪などの天災、戦争や強盗、事故及び火災等の予測するのが困難な 事象に起因する不具合。
- ⑤前各号の他当社の責めに帰すことのできない事由による不具合。



免責事項

施工に際して万全を期しておりますが、以下の点にご承知おきください。

- ・当社コーティング施工車両であっても全ての傷と汚れの付着を防ぐ保証をするものでは御座いません。
- ・コーティング施工後であっても誤った取り扱いや大きな衝撃を与えると傷が付くことが御座います。
- ・製品の素材や質感、状態又は基材の硬さ等によりコーティングの効果が変わる場合が御座います。
 - ・コーティング施工後、製品によっては色味や質感の変化が起きる場合が御座います。
 - ・コーティング効果の持続期間はお客様の使用状況及び保管状況により前後いたします。

